

## 町田市観光まちづくり推進委員会設置要綱

### 第 1 設置

町田市観光まちづくり基本方針（以下「基本方針」という。）の推進に関し、観光分野の関係者等の意見を聴取するため、町田市観光まちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第 2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- （１） 基本方針の推進に関すること。
- （２） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 第 3 組織

- 1 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - （１） 学識経験を有する者 3 人以内
  - （２） 市内に在住する外国人 1 人
  - （３） 町田市町内会・自治会連合会の代表 1 人
  - （４） 町田商工会議所の代表 1 人
  - （５） 市内の宿泊事業者の代表 1 人
  - （６） 交通事業者の代表 1 人
  - （７） 観光関係団体の代表 2 人以内

### 第 4 委員の任期

- 1 委員の任期は、3 年以内とし、市長が別に定める。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して 10 年を限度とする。

### 第 5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 第 6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第 7 庶務

委員会の庶務は、経済観光部観光まちづくり課において処理する。

## 第 8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、2017年11月21日から適用する。

### 附 則

この要綱は、2018年4月1日から施行する。